

[「不適切な被保険者等への照会の連絡票」のダウンロード・印刷](#)

柔整療養費の被保険者等への照会について不適切な事例が指摘されています。

平成 30 年 5 月 24 日付で厚生労働省保険局より健康保険組合等へ適正な照会を行うよう以下の通知が行われました（要約）。

- 照会の目的は、不正の疑いのある施術や多部位・長期・頻回の傾向があるなどの施術について、施術の事実や外傷性の負傷原因を確認するためのものであり、受診の抑制を目的とするような実施方法は慎まれない。
- 文書照会は、不正の疑いのある施術や多部位・長期・頻回傾向のある、またはいわゆる部位転がしといった照会が必要な施術について行うこと。
- 具体的な照会内容は、施術期間・実日数や、負傷原因・箇所を確認するものとされたい。
- 被保険者等に領収証の提出を求め、提出がないことのみをもって不支給決定をする事は適切ではない。

[会員の皆様へ]

上記の通知内容から勘案し不適切だと思われる照会事例がありましたら、[「不適切な被保険者等への照会の連絡票」](#)に必要事項を記載のうえ本会まで FAX してください。

FAX 052-871-2215

○留意事項

- ・ 対象は初検日が平成 30 年 5 月 24 日以降とします。
- ・ 保険者等が被保険者等に送付した照会票を必ず添付してください。
- ・ **厚労省へ直接 FAX せず、必ず本会へご連絡ください。**
- ・ 本会会員以外は受け付けません。